

10月24日「関電の原発マネー不正還流を告発する会」結成 ▲▲▲▲▲▲▲▲

関電の巨悪を明らかにしよう 告発人募集中！ 第一次締切 11月25日

役員数名の辞任と関電が設置した「第三者委員会」による調査だけで、原発マネー事件を幕引きするのは許さない。八木前会長など関電役員らの犯罪行為を大阪地検に告発し、起訴させようと、福井・関西の市民団体の呼びかけで10月24日、「告発人募集説明会・キックオフ集会」が大阪市内で開かれた。告発団「関電の原発マネー不正還流を告発する会」が発足。現在、千人を目標に告発人の募集がなされている。ぜひ告発人になり、関電の巨悪を明らかにしていこう。

◆検察が捜査すれば、具体的に贈収賄罪等を立証できる

集会は市民50名以上が参加、マスコミも注目し、熱気に溢れた。河合弘之弁護士が以下のように問題提起した。

大量に汚いお金をつぎ込まなければ、原発という産業は成り立たないことが白日の下にさらされた。告発を通じ、原発の汚い電気はいらないと広範な世論をつくっていこう。

関電設置の「第三者委」は民間機関で、強制権限はない。任意調査しかできず、吉田開発が応じるわけがない。故・森山氏宅の捜査や遺族の事情聴取もできない。税務署の調べた資料は真相解明に絶対必要だが、税務署は民間の第三者委の要請には応じない。強制捜査するには、検察権限を使うしかない。だから絶対に告発しなければならない。

罪名は①特別背任罪と②会社法上の贈収賄罪。①は、関電は吉田開発に適正価格で発注する義務があるのに、超過利益を上乗せ（余計な出費を）したことにより、会社（関電）に損害を与えたことが該当する。②については、公務員は職務に関連し金品を受け取ればそれ自体で贈収賄になるが、民間企業ではその際、不正の請託（不正な行為をすることを依頼すること）があったことが要件となる。今回の事件が報道された時、関電はまず「発注手続きに問題はなかった」と強調した。この強調点こそが一番の肝。発注での超過利益上乗せを暴き出せば贈収賄を立証できる。そのためには、一つ一つの受注契約を洗い出す必要がある。しかし、検察が捜査すれば可能。適正価格か否かは、資料が入手できれば正確に算定できるからだ（後に③所得税法違反等も追加）。

しかし楽観はできない。少人数の告発では検察は動かないだろう。福島原発刑事訴訟でも市民が申し立て、2度の検察審査会の議決により、やっと「強制起訴」できた。だから、自分らの払った電気料金が原発推進に汚く利用され、関電役員達の懐に入ってきたのだと関電管内住民の怒りを集結させよう。全国にも呼びかけ、最低千人、できれば1万人以上で告発しよう。

◆できるだけたくさんの告発人を集め、検察を動かそう

司会の「原子力発電に反対する福井県民会議」宮下正一事務局長は、告発に向けての熱い思いや集会に至る経緯を語った。「県民会議」の中嶋哲演さんも、告発を通じ原発を終わらせていきたいと力強くアピールした。「反原発運動全国連絡会」世話人の末田一秀さんは入会手続き等を説明。12月初めまでの告発を目指すために、第一次募集締切を11月25日にするとした。

周囲の人々に呼びかけ、できるだけ多数で告発し、ぜひとも起訴を実現させていこう。

告発人の第一次募集締切：11月25日（委任状必着）

募集内容・委任状等は、関電の原発マネー不正還流を告発する会HP（下記URL）にあります

<http://kandenakan.html.xdomain.jp/>

